

第35回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況

内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）

株主資本等変動計算書

個別注記表

（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）

ウェルネット株式会社

「新株予約権に関する事項」「内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.well-net.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しているものであります。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 平成23年10月18日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

208個

・新株予約権の目的となる株式の数

41,600株（新株予約権1個につき200株）

・新株予約権の払込金額

1個当たり 62,585円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 200円（1株当たり1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

平成23年11月4日から平成63年11月2日まで

・新株予約権の行使の条件

1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。

2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
 - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。
4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 144個 | 28,800株 | 2人 |
| 社外取締役 | — | — | — |
| 監査役 | — | — | — |

(注) 平成28年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

- ロ. 平成25年5月21日開催の取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
155個
 - ・新株予約権の目的となる株式の数
31,000株（新株予約権1個につき200株）
 - ・新株予約権の払込金額
1個当たり 75,000円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 200円（1株当たり1円）
 - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月6日から平成65年6月5日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
 2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
 - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 134個 | 26,800株 | 3人 |
| 社外取締役 | — | — | — |
| 監査役 | — | — | — |

(注) 平成28年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

ハ. 平成25年9月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
85個
- ・新株予約権の目的となる株式の数
17,000株（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 137,992円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 200円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成25年10月16日から平成65年10月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
 2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
 - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 73個 | 14,600株 | 3人 |
| 社外取締役 | — | — | — |
| 監査役 | — | — | — |

(注) 平成28年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

ニ. 平成26年9月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
49個
- ・新株予約権の目的となる株式の数
9,800株（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 135,800円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 200円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成26年10月16日から平成66年10月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
 2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
 - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 49個 | 9,800株 | 3人 |
| 社外取締役 | — | — | — |
| 監査役 | — | — | — |

(注) 平成28年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

ホ. 平成28年9月21日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

79個

・新株予約権の目的となる株式の数

7,900株（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

1個当たり 105,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 100円（1株当たり1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

平成28年10月12日から平成68年10月11日まで

・新株予約権の行使の条件

1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
 - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。
4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 79個 | 7,900株 | 3人 |
| 社外取締役 | — | — | — |
| 監査役 | — | — | — |

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

イ. 平成25年8月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数
3,400個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数
680,000株（新株予約権1個につき200株）
- ・ 新株予約権の払込金額
1個当たり 1,300円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 94,000円（1株当たり470円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成25年9月4日から平成30年9月3日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 1. 新株予約権者は、下記（i）及び（ii）に掲げる条件が満たされた場合、それぞれ定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
 - （i）平成26年6月期の営業利益が14.5億円を超過した場合及び平成27年6月期の営業利益が15.5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで
 - （ii）平成27年6月期の営業利益が15.5億円を超過した場合及び平成28年6月期の営業利益が20億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の100%なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員及び使用人等の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
|---------------------|---------|-----------|------|
| 当社取締役 (社外取締役を除く) | 600個 | 120,000株 | 1人 |
| 当社使用人 | 643個 | 128,600株 | 17人 |

(注) 平成28年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

ロ. 平成28年9月21日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
17,251個
- ・新株予約権の目的となる株式の数
1,725,100株 (新株予約権 1 個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額
1 個当たり 1,300円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1 個当たり 132,200円 (1 株当たり1,322円)

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成31年8月1日から平成35年10月6日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 新株予約権者は、有価証券報告書に記載の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書とし、以下同様とする。）における経常利益が下記（i）または（ii）に掲げるいずれかの条件を満たしている場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
 - （i）平成31年6月期における当社の経常利益が30億円を超過した場合
 - （ii）平成33年6月期における当社の経常利益が50億円を超過した場合
 なお、経常利益の判定においては、当社の決算短信に記載された同期の損益計算書を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ・当社役員及び使用人等の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
|-------|---------|------------|------|
| 当社取締役 | 3,300個 | 330,000株 | 6人 |
| 当社使用人 | 13,861個 | 1,386,100株 | 68人 |

ハ. 平成28年9月21日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
989個
- ・新株予約権の目的となる株式の数
98,900株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
1個あたり 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり 135,500円（1株あたり1,355円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成30年9月22日から平成38年9月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員である事を要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 3. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ・当社役員及び使用人等の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
|-------|---------|-----------|------|
| 当社取締役 | — | — | — |
| 当社使用人 | 980個 | 98,000株 | 66人 |

内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という4つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。

また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することの他に情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。

これらのことを念頭に置いた、当社の基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりとなっております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等の規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めております。

監査役は、取締役会及び重要会議の出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査を通じてコンプライアンス体制に問題点がある場合の把握に努めております。

内部監査は、社長の指示により内部監査室によって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

通常は、定時及び臨時の取締役会、経営会議、全体会議、プロジェクト会議、各部門会議等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時は、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応にあっております。

特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による迅速な意思決定を旨として、月1回の定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催しております。

また、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」を定めております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重などの規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長の指示による内部監査室の監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、管理部長等（管理部長または管理部長が指定する外部専門家）に通報しなければならないこととしております。

この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社は、企業集団を形成しておりませんが、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めており、子会社が行う重要な意思決定については、当社との事前の協議が必要な旨を定め、子会社の適切な管理を行う体制をとっております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役を補助する使用人を置いておりませんが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことといたします。

また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定いたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会または監査役に報告を行います。

内部監査においては、監査役は随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施し、その内容を把握しております。

取締役及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査役会または監査役に報告を行います。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人等との連絡を密にし、外部のアドバイスを活用しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の内部統制システムに基づき、第35期事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況については以下のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度（平成28年7月から平成29年6月まで）の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は20回開催され、社外取締役・社外監査役も含めて、全会全員が出席し、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起に対する検討・意思決定を行っております。また、経営会議規程に基づき、毎月、経営会議が開催され、業務・業績進捗状況の確認・分析・対応戦略、新規サービスに関する取り組み方針、投入リソースの効果確認等を審議し、リスク対応の迅速化を図ってまいりました。

当社の経営方針・業務推進状況・取締役会決定事項等は毎月社員全員出席のもと開催される全体会議にて周知徹底・共有化いたしてまいりました。また、全体会議においては、毎月、社外取締役・社外監査役からコンプライアンス等に関する講話が行われました。

② 監査役の職務遂行について

常勤監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会・経営会議・全体会議等主要会議に出席し、業務執行が適切になされているかを確認し、監査役会にて情報共有してきております。また、内部監査室に同行・連携し業務監査を行い、その中で役員との面談にも同席、幅広くリスク抽出を行ってまいりました。また、会計監査人と定期的及び随時、打合せを行い、財務会計の適切性の把握を行ってまいりました。

③ 内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して期初、内部監査計画を策定し、全部門に対する業務監査を実施しました。また、社長からの指示に基づき、機動的な監査も行ってまいりました。

④ 主な教育・研修の実施について

社員全員が社内規程を常時参照できる状況を維持するとともに、コンプライアンスに関するEラーニングを定期的の実施し、社員全員の確認テストの合格を義務付け運営しました。また、その中で当社の社員の行動指針であるウェルネットアレーを全員記載提出することも行ってきました。

以上、第35期において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|---------------|-----------------|---------------|-----------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 準 備 金 | 利 益 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | | | 特 別 償 却 準 備 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 667,782 | 3,509,216 | 3,509,216 | 22,010 | 4,695 | 3,160,000 | 2,076,740 | 5,263,446 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩 | | | | | △1,565 | | 1,565 | － |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △745,201 | △745,201 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 869,688 | 869,688 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | | △184,601 | △184,601 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | － | － | － | △1,565 | － | △58,549 | △60,113 |
| 当 期 末 残 高 | 667,782 | 3,509,216 | 3,509,216 | 22,010 | 3,130 | 3,160,000 | 2,018,191 | 5,203,332 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------|-------------|-------------------------|---------------------|-----------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △993,464 | 8,446,981 | △593 | △593 | 39,127 | 8,485,515 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩 | | － | | | | － |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △745,201 | | | | △745,201 |
| 当 期 純 利 益 | | 869,688 | | | | 869,688 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 311,426 | 126,825 | | | | 126,825 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 722 | 722 | 42,701 | 43,423 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 311,426 | 251,312 | 722 | 722 | 42,701 | 294,736 |
| 当 期 末 残 高 | △682,037 | 8,698,293 | 129 | 129 | 81,828 | 8,780,251 |

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（利息法）

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物、並びに、工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～39年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年

| | |
|---------|--|
| | 度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る貸倒実績率を零としております。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過したため、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。 |
| 株式給付引当金 | 株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| 偶発損失引当金 | 審判中の偶発債務（租税債務）に備えるため、更正処分を受けた場合の納付見込額（加算税等を含む）を計上しております。 |

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

3. 追加情報

(株式給付信託)

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによる従業員と株主様の利益共有を目的として、株式給付信託（J-ESOP）（以下、「本制度」という。）を平成22年7月に導入いたしました。

(1)取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2)「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3)信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は前事業年度89,814千円、当事業年度89,166千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は前事業年度97,000株、当事業年度192,600株であり、期中平均株式数は、前事業年度97,336株、当事業年度192,926株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(平成28年税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

647,165千円

(2) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式 | 9,700,000 | 9,700,000 | — | 19,400,000 |

- (注) 1. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 2. 普通株式の発行済株式の株式数の増加9,700,000株は、株式分割によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式 | 481,979 | 481,979 | 266,200 | 697,758 |

- (注) 1. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加481,979株は、株式分割によるものであります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少266,200株は、ストック・オプションの行使による減少264,800株、株式給付信託(J-ESOP)の給付による減少1,400株であります。
 4. 「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は平成22年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、平成29年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式(当事業年度期首97,000株、当事業年度期末192,600株)を自己株式数に含めて記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成28年9月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 754,201 | 80 | 平成28年6月30日 | 平成28年9月29日 |

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) に対する配当金を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成29年9月27日開催予定の第35回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年9月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 944,742 | 利益剰余金 | 50 | 平成29年6月30日 | 平成29年9月28日 |

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) に対する配当金を含んでおります。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

| | 株式報酬型 ストック・オプション 第1回新株予約権 | 株式報酬型 ストック・オプション 第2回新株予約権 | 業績目標連動型 ストック・オプション 第1回新株予約権 | 株式報酬型 ストック・オプション 第3回新株予約権 | 株式報酬型 ストック・オプション 第4回新株予約権 |
|------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 28,800株 | 26,800株 | 248,600株 | 14,600株 | 9,800株 |

| | 株式報酬型 ストック・オプション 第5回新株予約権 |
|------------|---------------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 7,900株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

| | |
|---------------|----------------|
| 税務売上認識額 | 3,080千円 |
| その他 | 941千円 |
| 繰延税金資産（流動）の合計 | <u>4,022千円</u> |

固定資産

(繰延税金資産)

| | |
|---------------|-----------------|
| 減価償却費 | 9,873千円 |
| ソフトウェア | 16,080千円 |
| 役員退職慰労金 | 36,190千円 |
| 新株予約権（役員報酬） | 13,406千円 |
| その他 | 19,122千円 |
| 繰延税金資産（固定）の合計 | <u>94,673千円</u> |

(繰延税金負債)

| | |
|---------------|-----------------|
| 特別償却準備金 | 1,368千円 |
| その他 | 6,808千円 |
| 繰延税金負債（固定）の合計 | <u>8,176千円</u> |
| 繰延税金資産（固定）の純額 | <u>86,496千円</u> |

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具、器具及び備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金やCP等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券への投資を行っております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

有価証券の一部はその他有価証券であり、また投資有価証券は、余剰資金の運用を目的とした満期保有目的の債券であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日・残高管理及び手元流動性の維持などにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 15,848,163 | 15,848,163 | — |
| (2) 売掛金 | 457,038 | 457,038 | — |
| (3) 営業未収入金 | 233,052 | 233,052 | — |
| (4) 有価証券 | 2,999,842 | 2,999,842 | — |
| (5) 投資有価証券 | 206,292 | 229,712 | 23,420 |
| 資産計 | 19,744,389 | 19,767,809 | 23,420 |
| (1) 買掛金 | 464,637 | 464,637 | — |
| (2) 営業未払金 | 456,332 | 456,332 | — |
| (3) 収納代行預り金 | 11,381,496 | 11,381,496 | — |
| 負債計 | 12,302,466 | 12,302,466 | — |

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 営業未払金、(3) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

10. 賃貸等不動産に関する注記
記載すべき重要なものはありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記
該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 460円36銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円36銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記
(ストックオプション)

当社は、平成29年8月17日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、株式報酬型ストック・オプションの発行を決議しました。

・新株予約権の数

125個（予定）

・新株予約権の発行価額

新株予約権1個当たり80,800円

・新株予約権の目的となる株式の種類・数

当社普通株式12,500株（新株予約権1個につき100株）（予定）

・新株予約権の払込金額

1個当たり 109,700円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 100円（1株当たり1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

平成29年9月1日から平成69年8月31日（行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）まで40年間とする。

・新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権1個の一部行使は認めない。

(2) 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(3)当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。

イ 禁錮以上の刑に処せられた場合。

ロ 会社に重大な損害を与えた場合。

ハ 相続開始時に、新株予約権者が後記④に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。

ニ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

(4)新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。

(5)新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

(6)その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・新株予約権の割当日

平成29年9月1日（予定）

・新株予約権の割当を受ける者及び数

当社取締役 4名 125個（予定）